

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 晋栄福祉会
代表者氏名	理事長 濱田 和則
法人所在地 (連絡先)	大阪府門真市北島町12番20号 072(881)8201

2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	高山ちどりケアマネジメント
指定事業者番号	生駒市指定 2970900961
事業所所在地	奈良県生駒市高山町8030番地
連絡先 相談担当者名	0743(70)1832 森 雅子
通常の実施地域	生駒市、生駒郡平群町、奈良市、大阪府四条畷市

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	要介護者等の心身の状況、置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成し自宅において自立した日常生活を送れるよう援助して行くことを目的とする。
運営方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。 また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の事業所に不当に偏ることがないように公平中立に行う。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令38号）を遵守する。さらに、指定居宅介護支援要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示20号）に準じ、特定事業所加算の算定要件を満たすよう努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝祭日を含む）、年末年始 12月30日～1月3日を除く
営業時間	9:00～18:00

(4) 営業時間外の連絡について

※上記以外の時間も緊急の連絡の場合ご連絡ください。

(5) 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数
管理者	居宅介護支援業務、他	1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務、他	3名
事務職員	業務補助	若干名

(2024年 8月 1日 現在)

(6) 担当の介護支援専門員

担当介護支援専門員	
-----------	--

3 居宅介護支援の費用について

(*費用については「別紙 居宅介護支援業務の実施方法について」参照)

- ・ その他費用について

交 通 費	<p>利用者の居宅が、通常の事業実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。</p> <p>① 事業所から片道おおむね5 km 未満 200円</p> <p>② 事業所から片道おおむね5 km 以上の場合 500円</p>
-------	--

4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
<ul style="list-style-type: none"> ・職員が居宅等に訪問する頻度の目安は少なくとも1月に1回、また、下記に掲げる要件を設けた上でモニタリングを行う場合は、少なくとも2期間（2月）に1回、訪問します。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することについて利用者の同意を得ること。 ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 <p>①利用者の状態が安定していること。</p> <p>②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。</p> <p>③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。</p>

※ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には利用者の承諾を得て、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

<p>居宅介護支援に関しては、通常、利用者負担はありません。但し、要介護認定が非該当の場合、または、保険料滞納などにより給付制限を受けておられる場合は、一時的に居宅介護支援料のお支払いをいただき、後日、保険者より払い戻しとなる場合もあります。</p>

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>①事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>①事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。事業者は、サービス担当者会議等で利用者のまたその家族の個人情報を用いる場合は予め同意を得て行うこととします。（尚、要介護申請時にすでに同意を得ている場合はこの限りではありません。）</p> <p>②事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁気記録を含む。）については善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 虐待の防止について

ア. 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 鶴田 幸一
虐待に関する担当者	副施設長 成田 保則

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施しています。
- (5) 虐待の未然防止、早期発見のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業員へ周知します。
- (6) 虐待の未然防止、早期発見のための指針を作成します。
- (7) 虐待等が発生した場合は、迅速かつ適切な対応に努めます。

イ. 身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合であっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等として要件の確認等を慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

8 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画を策定します。
- (2) 従業者に対する業務継続計画を策定計画の周知、定期的(年1回以上)な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的な業務計画の見直し及び変更を行います。

9 衛生管理等について

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所内で感染症が発生及びまん延を防ぐため、次の対策を講じます。
 - ① 感染症対策を検討する委員会を開催し、従業者にその結果を周知します。
 - ② 感染症対策の指針を整備します。
 - ③ 従業者に対して、定期的に研修及び訓練を実施します。

- 10 事故発生時の対応方法について利用者に提供する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村 (保険者)	市町村名・電話番号	生駒市介護保険課 0743-74-1111
--------------	-----------	--------------------------

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 (引受幹事保険会社)	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉法人全国社会福祉協議会 社会福祉施設総合損害補償しせつの損害補償
保障の概要	施設業務(サービス)はもとより、居宅介護事業・配食サービス・居宅介護支援事業などを含め医療行為を除くすべての業務が対象。

11 居宅介護支援に関する相談、苦情について

<p>【事業者の窓口】 高山ちどりケアマネジメント 管理者 森 雅子</p>	<p>所在地：奈良県生駒市高山町8030番地 電話番号：0743(70)1832 ファックス番号 0743(71)2083 受付時間：9：00～18：00（月～土）</p>
<p>【公共機関の窓口】 奈良県福祉部長寿社会課 地域支援部</p>	<p>所在地：奈良県奈良市登大路町30番地 電話番号：0742(27)8540（代表） ファックス番号 0742(27)3075 受付時間：9:00～17:00（平日）</p>
<p>【保険者（市町村）の窓口】 生駒市福祉健康部介護保険課</p>	<p>所在地：奈良県生駒市東新町8番38号 電話番号：0743-74-1111（代表） ファックス番号 0743(72)1320 受付時間：8:30～17:15（平日）</p>
<p>【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地：奈良県橿原市大久保町302番地1（奈良県市町村会館内） 電話番号：0120(21)6899 ファックス番号 0744(21)6822 受付時間：9:00～17:00（平日）</p>